

香川県条例第4号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車税の税率)</p> <p>第88条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項第3号イに掲げるバスのうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する<u>幼保連携型認定こども園が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童若しくは幼児又は同条第1項に規定する子どもの通学の用に用いるもの</u>については、同号ア(ア)に定める税率を適用する。</p> <p>附 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>21 昭和51年4月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の4とする。</p>	<p>(自動車税の税率)</p> <p>第88条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項第3号イに掲げるバスのうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるものについては、同号ア(ア)に定める税率を適用する。</p> <p>附 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>21 昭和51年4月1日から<u>平成28年3月31日</u>までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の4とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第88条第7項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。